

厚岸町規則第1号

厚岸町職員の懲戒処分等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月14日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の懲戒処分等に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の懲戒処分等に関する規則（令和2年厚岸町規則第54号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、個人が特定される場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。

第19条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、被処分者の氏名を公表することができるものとする。

(1) 収賄、詐欺、横領等又は重大な過失による非違行為であって社会的影響が極めて大きいと判断される場合

(2) 起訴等により被処分者の氏名等が公にされている場合

第21条第2項を次のように改める。

2 第19条の規定による公表は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。